犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成２８年条例第３６号）第８条の規定に基づき、犬山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　協議会は、犬山市立学校設置条例（昭和３９年条例第１１号）第２条の規定により設置した小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　いじめ問題全般の指導のために必要な関係事項等についての研究及び情報交換に関すること。

(2)　いじめ問題全般の該当児童生徒の指導についての研究及び情報交換に関すること。

(3)　個別ケースのいじめ問題等についての情報交換に関すること。

(4)　個別ケースの該当児童生徒の指導についての役割分担に関すること。

(5)　個別ケースの指導経過についての対応研究及び情報交換に関すること。

（委員）

第４条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　学校関係者

(3)　団体関係者

(4)　市職員

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集及び議事）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

２　協議会の会議は、定例会及び臨時会を開く。とし、定例会は２回開く。

３　協議会が必要があると認めるときは、学識経験者、学級担任その他いじめ問題等の関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

４　いじめ重大事案の報告があった場合は、この協議会をもって事務者的な検討作業を行う。

（部会）

第７条　協議会は、いじめ重大事案の報告があった場合において、いじめ重大事案に関する問題の危険性について実務的な検討作業を行うため、当該いじめ事案の発生した市立小中学校に部会を設置することができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　第５条第２項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市いじめ問題対連絡協議会設置要綱（平成２６年４月１日施行）に基づく犬山市いじめ問題対策連絡協議会の会長又は副会長であった者は、この規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

犬山市いじめ防止基本方針

平成２８年４月

犬山市

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第１　いじめの防止等に関する基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２　いじめの定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第３　いじめに対する基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第４　いじめへの対応と取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

　　１　いじめの未然防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

　　２　いじめの早期発見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

　　３　いじめに対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

　　４　いじめの再発防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第５　犬山市としての取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

　　１　犬山市いじめ問題対策連絡協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

　　２　教職員の資質の向上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

　　３　インターネットを介したいじめに対する対策の推進　・・・・・・・・・・・　3

第６　学校としての取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第７　地域社会での取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第８　重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

いじめ問題への組織的な体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

はじめに

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題です。

本市では、これまでも、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題であり、どんな小さないじめも見逃さないという共通認識に立ち、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制づくりなど、いじめ問題に取り組んできました。　こうした中、国においては、「いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）及び「いじめ防止等のための基本的な方針」が制定され、本市においても、「犬山市いじめ防止基本方針」（以下「いじめ防止基本方針」という。）を策定することとなりました。このいじめ防止基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めます。

第１ いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」「いじめの再発防止」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。「いじめは絶対に許さない」という基本理念に立ち、すべての児童生徒の人権を守るために、いじめの撲滅を目指します。

学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない、繰り返さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めます。そして、命の大切さを実感し、自分も、仲間も、周囲のすべての人たちを大切にできる児童生徒を育てます。

第２ いじめの定義

「いじめ」とは、法により、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含むこととする）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされています。

【一定の人間関係 ： 同じ学校、学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団などの関係。】

【心理的又物理的な影響 ： 身体的な影響、嫌なことを無理矢理されたり、何かを隠されたり、金品をたかられたりすること】

第３ いじめに対する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、「いじめ」には多様な様態があることを考慮し、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。

また、「いじめ」の認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（「いじめ・不登校対策委員会」等）」を活用し、組織的に判断すること

が求められています。なお、いじめのうち、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

第4 いじめへの対応と取組

子どものいじめ防止等に関する各関係者が、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの未然防止

○　市は、各学校が、いじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。

○　各学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。

○　各学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。

○　保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。

○　地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援します。

2 いじめの早期発見

○　市は、いじめに悩む子どもや保護者の問題解決に向けての対応を積極的に進めます。そのための相談窓口として、青少年センターや家庭児童相談室の効果的な活用を図ります。

○　各学校は、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。また、各中学校及び拠点となる小学校に派遣されている県スクールカウンセラーと連携を図り、適切な問題解決に当たります。

○　各学校は、研修等を通じて、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。

○　保護者は、日頃から子どもとのコミュニケーションを図り、悩みや想いに寄り添うよう努めます。子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るために、また子どもにいじめをさせないために、学校、関係機関等と連携して適切な措置を行います。

3 いじめに対する措置

○　市は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。

○　各学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え

込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応します。

○　保護者は、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行います。

4 いじめの再発防止

○　いじめは解決したと思っても再発したり、別の事案が発生したりすることがあります。各学校は、いじめを受けた子どもはもちろん、いじめを行った子どもも継続して見守り、定期的に面談やアンケート調査等を行い、再発防止に努めます。

第5 犬山市としての取組

市は、いじめの防止等については、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応していきます。

1 犬山市いじめ問題対策連絡協議会

○　教育委員会は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、学校、教育委員会、PTA、犬山警察、臨床心理士、学識経験者等の関係者を構成員とする「犬山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

○　「犬山市いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめ防止等に関する機関のいじめの問題への取組状況を検証・協議し、いじめ防止対策の一層の充実を図ります。また、いじめの防止等に関する取組が、犬山市いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、今後の取組や施策の充実に生かします。

2 教職員の資質の向上

○　市は、いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、児童生徒を見つめる「眼」や「感性」を養うための教職員研修や、小さなサインを見落とさないためのチェックシートの活用等、研修の充実を図ります。

○　過去の事例の検証や対応についての研究・検討を行い、職員間で情報を共有するとともに、必要に応じて保護者や地域に発信します。

○　教育委員会は、収集・把握した事例を基に有効な対応や手立てについて各学校に指導・助言し、情報共有を進めるとともに、未然防止・早期発見・再発防止に向けて教職員の意識の高揚を図ります。

3 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

○　市は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。とりわけ、スマートフォンや携帯電話によるSNSの適切な使用については、学校・家庭・PTA・教育委員会が連携して児童生徒に働きかける取組を進めます。

○　市は、警察や法務局の専門機関と連携し、有害情報等を検索・監視するための取組を強化をします。

第6 学校としての取組

○　各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえて、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

○　各学校は、学校間の連携を図り、児童生徒についての情報を共有するとともに、状況の把握や改善に努めます。

第7 地域社会での取組

○　地域社会全体が、児童生徒の様子に目を向け、積極的に声をかけることで未然防止を図るとともに、学校や保護者との連絡をとるようにします。

第8 重大事態への対処

○　学校は、重大事態が発生した場合は、教育委員会に事態発生について報告をします。

○　市は、教育委員会及び学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う第三者委員会（「犬山市いじめ調査委員会」）を速やかに設置し、対処します。

○　学校が調査を行う場合、校内に設置している「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（「いじめ・不登校対策委員会」等）を中心に調査や対応を行います。

○　学校は、必要に応じて出席停止の措置や児童生徒及び保護者からの要請があった場合、転校などの措置をとり、状況の改善を図るとともに、安心できる環境の確保に努めます。

切れ目のない支援で子供が変わる、学級が落ち着く
～半田市の取組から～

半田市の小学校では、校長のリーダーシップのもと、生徒指導担当、担任、養護教諭を中心に、日頃から関係機関と連携した切れ目のない支援を心掛けています。各学校では、市のサポートコーディネーター等による適切な助言を受け、児童の規範意識や学習規律が定着し、離席や暴言等が多かった学級が落ち着くなどの成果があがっています。関係機関と連携したネットワーク型の支援を生かして、児童生徒や保護者を温かく見守り、「元気いっぱい！笑顔いっぱい！優しさいっぱい！」の子供たちが育っています。

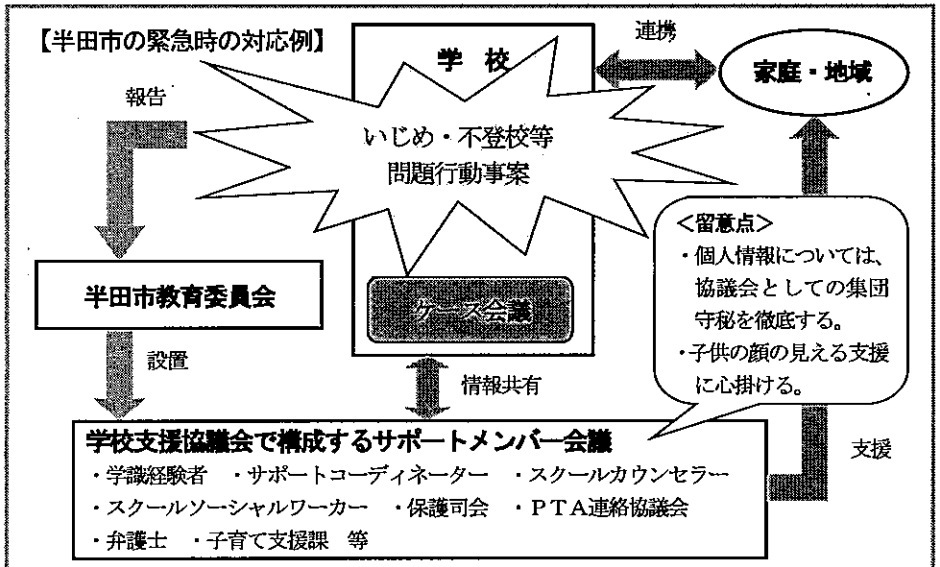

【成果】

- ケース会議で専門家の助言を得ることにより、いじめや不登校等の対応困難な事例に対して学校体制で改善の糸口をつかむことができた。
- 関係機関と連携して家庭環境に課題がある子供の支援にあたることにより、家庭生活が充実し、子供の学校生活が落ち着いてきた。
- アセスメントシート（※注）を活用した、サポートメンバーからの助言により、児童の正確な見立てができる体制が整った。

※注　支援する上で必要な児童生徒を取り巻く環境等の資料

【学校支援協議会で構成するサポートメンバー会議の様子】

【平成２７年３月発行】愛知県生徒指導推進協議会、愛知県教育委員会

学校と関係機関等との連携の在り方
～問題行動の未然防止・早期解決のために～

【愛知県における問題行動等の状況(1,000人あたり)】

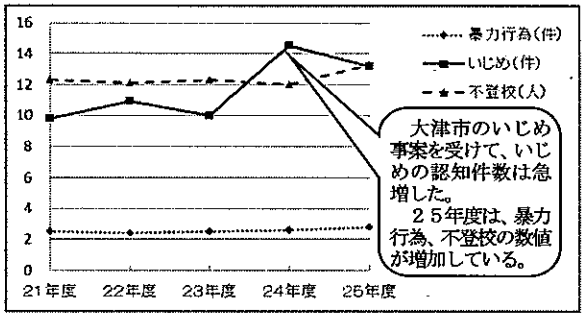

※「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より
（暴力行為、いじめは高校を含む。不登校は小中学校のみ。）

多様化、複雑化、深刻化する児童生徒の問題行動等に対して、学校でそれらを全て抱え込むのではなく、日頃から学校と関係機関等と連携を図り、それぞれの専門性を生かしたネットワーク型の支援（※注）を進めましょう。

※注　「ネットワーク型の支援」
学校と教育委員会、関係機関等がそれぞれの役割や専門性を生かし、連携して児童生徒及び保護者を支援すること。

効果的な連携を進めるために

- ○ 校内生徒指導体制の充実を図り、保護者の理解を得ながら、問題解決までの見通しをもって組織的に取り組む。
- ○ 関係機関の役割や専門性を理解し、事案に応じた効果的な連携を図る。
- ○ 個人情報の取扱については、連携の意図を明確にして、関係機関と共通理解を図った上で情報交換をし、支援に生かす。

ネットワーク型の支援

互いの役割を理解し、
連携体制を構築しよう

学校と関係機関、あるいは関係機関同士がそれぞれの役割を理解した上で、日頃から児童生徒、保護者の状況についての情報を双方向で伝え合い、共有するなど、日々の連携が大切です。

ネットワーク型の支援により、学校だけでは解決困難な事案が発生したとき、スムーズな対応が可能となります。

人権擁護委員（法務局）

【具体的な取組例】
- ☆人権教室等の開催によるいじめ等の問題行動の未然防止
- ☆電話相談「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」
- ☆人権侵害事案に関する相談・調査・救済
- ☆インターネット上での人権侵害について、サイト運営者等への削除要請

学校医等専門医（医療機関）

【具体的な取組例】
- ☆児童生徒の心身の健康診断・指導
- ☆虐待や心身の異常等の発見
- ☆情緒不安定の児童生徒や発達障害のある児童生徒、その保護者への助言
- ☆養護教諭への指導・支援

警察署（交番・駐在所）

【具体的な取組例】
- ☆地域の防犯、交通安全指導
- ☆問題行動等の犯罪性の判断と再発防止のための立ち直り支援
- ☆スクールサポーターによる問題行動対応への支援
- ☆非行防止教室等の出前授業、講話、サイバー犯罪防止教室
- ☆問題行動を起こす児童生徒と保護者への説諭

民生・児童委員、主任児童委員

【具体的な取組例】
- ☆住民の生活状況の把握・助言
- ☆児童生徒の健全育成に関して、保護者や地域住民からの相談に対する支援
- ☆民生・児童委員と学校との情報交換

情報共有・相互理解

○各機関の役割、対応の状況　○児童生徒・保護者の状況　○個人情報の取扱

学　校

スクールカウンセラー
（臨床心理士会）

児童相談センター

【具体的な取組例】
- ☆虐待事案への対応（児童生徒の一時保護と長期的な家庭支援計画の作成等）
- ☆市町村に対する児童生徒の情報提供・援助
- ☆教育委員会、主任児童委員、医療機関からの情報集約

ＰＴＡ

【具体的な取組例】
- ☆学校教育・学校行事への協力・支援
- ☆保護者の意見・要望等の集約・調整
- ☆携帯電話、スマートフォンの利用や家庭学習等に関する家庭内のルールづくり
- ☆地域パトロール、通学路見守り指導

適応指導教室　等

市町村
・
市町村教育委員会

◆　幼・保・小・中の連携

児童生徒にとって、生活環境が変わることは大きな不安となります。幼稚園・保育所等から小学校への接続、小学校から中学校への接続において、校種間の情報交換が重要です。本人の特性はもちろん、指導の経過・状況等も確実に引き継

◆　家庭・地域との連携

教育に対する考え方、価値観は家庭によって異なります。学校は児童生徒の社会性を育む場でもあります。ささいな出来事も、その日のうちに保護者と連絡をとっておくことは、[illegible]への参

（※注）　生徒指導リーフNo.4「実効性のある校内生徒指導体制の確立に向けて」（平成２６年３月発行）参照